

# 情 報 開 示 書

(2009 年度版)

第 一 商 品 株 式 会 社

## 【はじめに】

本書は、平成21年3月期（平成20年4月1日～平成21年3月31日）における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 【主な記載項目について】

### 1. 会社の概況

- ①会社名等 . . . . . 会社名、本店所在地、代表者役職・氏名及び電話番号を記載しています。
- ②会社の沿革 . . . . . 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- ③会社の目的 . . . . . 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- ④事業の内容 . . . . . 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- ⑤営業所の状況 . . . . . 支店の名称、所在地及び電話番号を記載しています。
- ⑥財務の概要 . . . . . 平成21年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- ⑦発行済株式総数 . . . . . 平成21年3月期における発行済株式総数及び株式公開の有無について記載しています。
- ⑧主要株主名 . . . . . 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- ⑨役員 の 状況 . . . . . 当社の役員 の 氏名、主要略歴等を記載しています。
- ⑩従業員 の 状況 . . . . . 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

- ①営業方針 . . . . . 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- ②当社及び当業界を . . . . . 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。  
取巻く環境
- ③営業の経過及び成果 . . . . . 当社の平成21年度における業績について記載しています。
- ④対処すべき課題 . . . . . 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- ⑤受託業務管理規則 . . . . . 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。
- ⑥外務員の登録状況 . . . . . 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び末梢人数を記載しています。
- ⑦委託者に関する . . . . . 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。  
事項
- ⑧苦情、紛争、訴訟 . . . . . 期中における苦情、紛争、訴訟について記載しています。  
に関する事項

### 3. 経理の状況

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書
- ④個別注記表
- ⑤監査に関する事項
- ⑥財務比率

#### (a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{リスク額（＊）}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

#### (b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記（a）の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

#### (c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が

安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額 ( * )}} \times 100$$

( \* 「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。)

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額 ( * )}} \times 100$$

( \* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記 ( a ) の純資産額とは計算が異なります。)

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

## 1. 会社の概況

### ① 会社名等

商品取引員名	第一商品株式会社
代表者名	代表取締役社長 落岩 邦俊
所在地	東京都渋谷区神泉町9番1号
電話番号	03-3462-8011 (代)

### ② 会社の沿革

昭和47年11月	第一商品株式会社と高津商事株式会社と新設合併（資本金78,200千円） 大阪市北区に本店設置。大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所、神戸生糸取引所、 大阪砂糖取引所の商品取引員の許可を取得。
昭和48年11月	大阪穀物取引所商品取引員の営業権を取得。営業圏拡大を目的に姫路支店、広 島支店、高松支店、和歌山支店、津支店の5支店開設。
昭和51年8月	商品取引啓蒙を目的とした商品取引広報センター〈ピスク〉を開設（現店頭サ ービス部）。
昭和54年9月	東京第一商品株式会社を吸収合併し、渋谷支店、千葉支店を開設。東京砂糖取引 所、東京穀物商品取引所、東京ゴム取引所にそれぞれ商品取引員としての許可を 取得。
昭和55年1月	東京繊維商品取引所の営業権を取得。日本橋支店を設置。
昭和55年6月	本店を渋谷支店に移転（大阪本店は大阪支店となる）。
昭和56年6月	金地金の現物売買の開始。
昭和57年3月	東京金取引所（現東京工業品取引所 貴金属市場）に商品取引員としての許可 を取得。
昭和59年10月	大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所合併により大阪繊維取引所設立。
昭和59年11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の三取引所合併により東 京工業品取引所設立。
昭和63年3月	総合情報センター（情報サービス部・電算部）を東京都文京区（現東京都新宿 区）に設置。
昭和63年12月	豊橋乾繭取引所に商品取引員としての許可を取得。
平成2年2月	本店を東京都渋谷区神泉町10番10号に移転。
平成4年10月	商品ファンド法に基づく第1次許可（運用法人）を取得。
平成5年10月	東京穀物商品取引所と東京砂糖取引所の合併により東京穀物商品取引所設立。 大阪穀物取引所、大阪砂糖取引所、神戸穀物商品取引所の合併により関西農産 商品取引所設立。
平成5年12月	名古屋穀物砂糖取引所（農産物市場）に商品取引員の許可を取得。 名古屋繊維取引所（綿糸・毛糸市場）会員として加入。
平成7年1月	神戸ゴム取引所（天然ゴム指数市場）に商品取引員としての許可を取得。
平成7年5月	関門商品取引所（農産物市場）に商品取引員としての許可を取得。
平成8年3月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成8年10月	名古屋穀物砂糖取引所、豊橋乾繭取引所、名古屋繊維取引所の合併により中部 商品取引所設立。
平成9年4月	関西農産商品取引所、神戸生糸取引所の合併により関西商品取引所設立。 月刊誌「フューチャーズ日本版」を発刊。
平成9年6月	大蔵省より金融先物取引業の許可を取得。
平成9年10月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所の合併により大阪商品取引所設立。

平成 10 年 7 月	津支店を閉鎖。
平成 11 年 4 月	店頭サービス部を設置し、夜 11 時まで営業のイレブンサービスを開始。
平成 12 年 7 月	外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の販売を開始。
平成 14 年 4 月	あしたば商品株式会社を吸収合併
平成 16 年 12 月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場。
平成 17 年 4 月	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業務の許可を受ける。
平成 17 年 7 月	関東財務局長より金融先物取引業の登録を受ける（関東財務局長（金先）第 20 号）。
平成 17 年 10 月	外国為替証拠金取引「チャレンジャー」のホームトレード開始。
平成 17 年 12 月	増資により資本金を 2 6 億円に変更。
平成 18 年 4 月	東京穀物商品取引所、横浜商品取引所の合併により、東京穀物商品取引所設立。
平成 18 年 8 月	当社の 1 単元の株式数を 1,000 株から 100 株に引き下げる。
平成 18 年 12 月	関西商品取引所、福岡商品取引所の合併により、関西商品取引所設立。
平成 19 年 1 月	中部商品取引所、大阪商品取引所の合併により、中部大阪商品取引所設立。
平成 19 年 8 月	本店を東京都渋谷区神泉町 9 番 1 号に移転。
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行により関東財務局長より金融商品取引業の登録を受ける（関東財務局長（金商）第 279 号）
平成 20 年 2 月	高松支店を香川県高松市中野町 2 9 番 2 号に移転。
平成 20 年 10 月	六本木支店を閉鎖。

### ③ 会社の目的

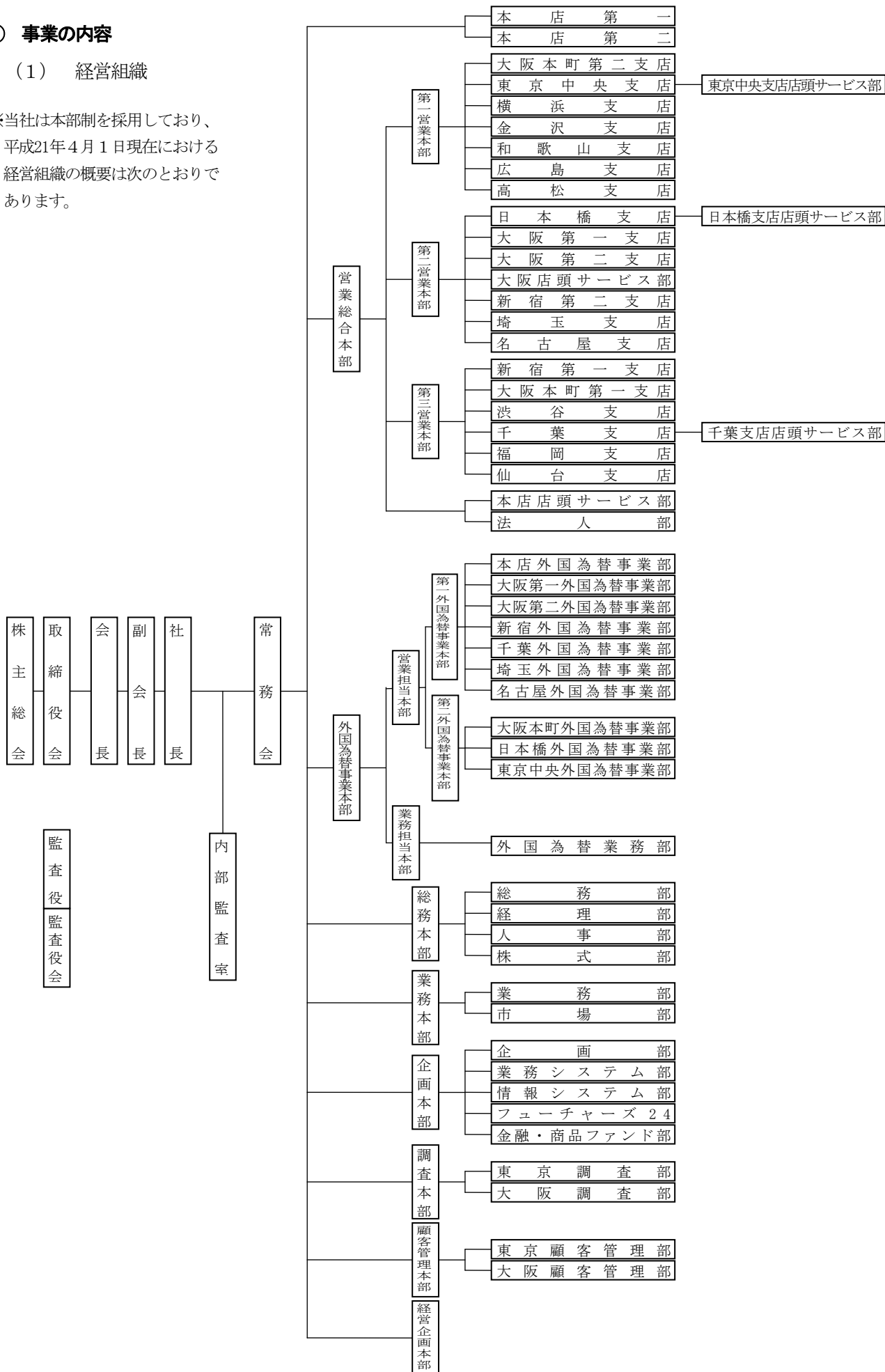
1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買取引の受託および媒介、取次、代理
2. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の市場における上場商品の売買
3. 有価証券の売買
4. 金、銀、白金、パラジウム等貴金属類の売買および媒介、取次、代理、リース、保管
5. 非鉄金属の売買および媒介、取次、代理
6. 経済および上場商品に関する情報の提供並びに出版業務
7. 有価証券の募集もしくは売出しの取扱または私募の取扱
8. 商品取引所法の適用を受ける上場商品の国外からの取次および受託業務
9. 金融商品取引法の適用を受ける金融商品取引所の市場における上場商品の受託、売買、売買の媒介、取次、代理
10. 原油、天然ガス、ガソリン、ナフサ等の石油製品の売買および媒介、取次、代理
11. 外国の商品取引所の市場における上場商品の受託、売買、売買の媒介、取次、代理
12. 店頭外国為替証拠金取引の受託、売買、売買の媒介、取次、代理
13. 金融商品取引法にもとづく第一種金融商品取引業
14. 金融商品取引法にもとづく第二種金融商品取引業
15. 上記各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち \_\_\_\_\_ 線部分の事業は、現在行っておりません。

#### ④ 事業の内容

##### (1) 経営組織

※当社は本部制を採用しており、平成21年4月1日現在における経営組織の概要は次のとおりであります。





(2) 業務の内容

(a) 商品先物取引

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。(許可番号：農林水産省「農林水産省指令 17 総合第 169 号」、経済産業省「平成 17・04・21 商第 5 号」。)

取引所名 市場名	東京穀物商品取引所	東京工業品取引所	中部大阪商品取引所	関西商品取引所
農産物市場	○			○
砂糖市場	○			○
水産物市場				○
農産物・飼料指数市場				○
貴金属市場		○		
石油市場		○	○	
アルミニウム市場		○	○	
ゴム市場		○	○	
畜産物市場			○	
鉄スクラップ市場			○	
天然ゴム指数市場			○	
上場品目名	一般大豆、Non-GMO 大豆、大豆ミール 小豆、アラビカコーヒー生豆、ロブスタ コーヒー生豆、とうもろこし、生糸、一般大豆オプション、 とうもろこしオプション、粗糖、精糖、 粗糖オプション	金(標準取引、ミニ取引)、銀、白金(標準取引、ミニ取引)、 パラジウム、金オプション、アルミニウム、 RSS 3 号、ガソリン、灯油、軽油、 原油	鶏卵、ガソリン、灯油、軽油、鉄スクラップ、アルミニウム、 RSS 3 号、TSR 20、天然ゴム指数	米国産大豆、Non-GMO 大豆、小豆、とうもろこし、粗糖、精糖、 粗糖オプション、国際穀物等指数、 コーヒー指数、冷凍えび

- (注) 1. 平成 20 年 11 月 10 日より、東京工業品取引所において白金現金決済先物取引(白金先物ミニ取引)を開始しました。
2. 平成 20 年 6 月 24 日をもって、関西商品取引所の農産物市場においてブローラーが上場廃止となっております。
3. 平成 21 年 2 月 3 日をもって、関西商品取引所の繭糸市場が閉鎖となっております。
4. 平成 21 年 3 月 25 日をもって、中部大阪商品取引所のニッケル市場が上場廃止となっております。

(b) 外国為替証拠金取引

当社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者の登録を受けて、商品投資販売業(有価証券の募集もしくは売り出しの取扱又は私募の取扱)並びに店頭外国為替証拠金取引(当社開発商品名「チャレンジャー」)の販売業務を行っております。(登録番号：関東財務局長(金商)第 279 号)

⑤ 営業所の状況

名 称	所 在 地	電話番号
本社（本店）	東京都渋谷区神泉町9番1号	03-3462-8011
渋谷支店	東京都渋谷区神南一丁目20番15号	03-3463-6091
新宿支店	東京都新宿区歌舞伎町二丁目2番14号	03-3232-1061
日本橋支店	東京都中央区日本橋茅場町三丁目7番6号	03-3664-1051
東京中央支店	東京都中央区日本橋本町四丁目9番11号	03-3668-9361
横浜支店	神奈川県横浜市中区羽衣町三丁目76番3号	045-262-3361
千葉支店	千葉県千葉市中央区新町17番地13	043-246-8991
埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区宮町一丁目114番1号	048-644-4631
仙台支店	宮城県仙台市青葉区本町三丁目5番22号	022-263-4151
名古屋支店	愛知県名古屋市東区葵二丁目3番15号	052-933-3521
金沢支店	石川県金沢市此花町5番6号	076-262-7351
大阪支店	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目5番13号	06-6282-9401
大阪本町支店	大阪府大阪市中央区南本町四丁目2番20号	06-6251-7131
和歌山支店	和歌山県和歌山市六番丁43番地	073-431-6141
広島支店	広島県広島市中区西平塚町1番7号	082-244-1531
高松支店	香川県高松市中野町29番2号	087-835-6170
福岡支店	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番18号	092-724-7261

（注）六本木支店は平成20年10月31日廃止しております。

## ⑥ 財務の概要

決算年月 平成 21 年 3 月

(a) 資本金	2,693,150 千円
(b) 純資産額 * 1	9,499,776 千円
(c) 総資産額	31,957,381 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	5,201,741 千円 (4,755,696 千円)
(e) 経常利益又は経常損失 (△)	△3,069,341 千円
(f) 当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,895,751 千円

\* 1 純資産額は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づき施行規則第 38 条の規定により算出しております。

## ⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数： 16,227,207 株 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

株式上場等の有無： ジャスダック証券取引所に上場しております。

## ⑧ 主要株主名

平成 21 年 3 月 31 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
村 崎 稔		2,032	12.52
本 田 美恵子		1,441	8.88
第一商品社員持株会	東京都渋谷区	1,200	7.40
本 田 忠		825	5.08
第一商品株式会社	東京都渋谷区	499	3.08
住 吉 幸三郎		404	2.49
本 田 求		324	2.00
本 田 秀		309	1.91
鈴 木 明 夫		309	1.91
小 城 みどり		224	1.39
計		7,570	46.65

(注) 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑨ 役員 の 状 況

平成 21 年 3 月 31 日現在

役 名	職 名	氏 名	生年月日	所有株式数 (千株)
取締役会長		村 崎 稔	昭和9年2月24日生	2,032
取締役副会長		中 島 秀 男	昭和20年9月22日生	222
代表取締役社長	外国為替事業本部長	落 岩 邦 俊	昭和28年11月20日生	57
常務取締役	I R 兼内部監査室担当	鈴 木 伸 一	昭和23年3月13日生	57
常務取締役	総務本部長	浅 川 清 実	昭和23年10月12日生	141
常務取締役	調査本部長	浅 野 信 行	昭和30年4月5日生	5
常務取締役	企画本部長	土 肥 章	昭和24年8月13日生	16
常務取締役	業務本部長	木 下 七 郎	昭和24年12月1日生	129
取 締 役	外国為替事業本部営業担当 本部長兼第二外国為替事業 本部長	義 國 正 人	昭和25年7月4日生	51
常 勤 監 査 役		友 田 清 隆	昭和20年11月30日生	3
非 常 勤 監 査 役		三 好 昌 俊	昭和21年1月18日生	14
非 常 勤 監 査 役		中 安 博 司	昭和30年8月7日生	—
計		1 2 名		2,727

- (注) 1. 監査役三好昌俊、中安博司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
2. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩ 従 業 員 の 状 況

	総 計	男 女 別		営業部門に 属する職員	営業部門に 属さない職員
		男	女		
従 業 員 数 ( 人 )	500	405	95	325	175
平 均 年 齢 ( 歳 )	36	38	29	33	38
平均勤続年数 ( 年 )	10 年 8 ヶ月	12 年 9 ヶ月	5 年 9 ヶ月	9 年 8 ヶ月	12 年 8 ヶ月
登録外務員数 ( 人 )	383	340	43	318	65

(注) 登録外務員数総計の人数に役員8名は含まれておりません。

## 2. 営業の状況

### ① 営業方針

当社は、商品先物取引の健全な大衆化を掲げ、「お客様第一主義」、「商品先物取引業者はサービス業である」という理念のもと、サービスを通して社会に貢献し、社会に信頼され、必要とされる企業づくりを目指しております。

当業界も、委託者保護の強化と市場の国際化を目的とした改正商品取引所法の施行によって、競争原理の導入と構造改革が厳格に行われ、ますます各企業の信用力が試されることとなり、経営環境にも大きな変化が生まれ、営業活動に関する発想の転換が求められるようになりました。

こうした環境下、当社は、すでに1985年より電話や訪問による無差別勧誘を禁止した営業モデルを確立し、他社との差別化を図るなど、顧客開拓において創意工夫を凝らし、改善に努めてきました。そして多くの顧客から信用・信頼を獲得できる営業活動を意識することで、業界をリードする投資・金融サービス業の地位を確固たるものにしてきました。

「お客様に、商品先物取引に係るすべてのサービスを誠実に提供する企業をめざす」という企業理念を忠実に活かして仕事することが、現在の日本の商品先物取引業界における当社の存在意義を示すものであると確信しております。

さらに、これまで当社が一貫して手掛け、成果を上げてきた「金地金戦略」の拡充、外国為替証拠金取引「チャレンジャー」の拡充、サービスの変革（FAX、メール、月刊ピスク、セミナー等）や、3C（コンプライアンス、コンセントレーション、コンスタント）等についても、これまで以上に忠実に実行し、会社経営に必要な新しい発想のテーマを創造し展開をしております。

### ② 当社及び当業界を取巻く環境

当期における我が国の経済は、米国発の世界的金融不安からくる信用収縮や景気後退懸念により、低調に推移しました。9月以降、米国大手金融機関の破綻をきっかけに、世界経済の減速が表れ始めると、企業業績も下降線を辿り、設備投資の減少や雇用環境の悪化を招くなど、大きく後退しました。さらに、さらなる金融収縮の進行、ドル不安からくる急激な円高によって、我が国の主力産業でもある自動車産業を始めとした輸出産業の業績は大きく揺さぶられ、多くの企業が多大なダメージを受けました。

このように景気の先行き不透明感の増大が、個人投資の低迷、国内経済全体の混迷を招き、さらに個人投資家の商品先物取引、外国為替証拠金取引への参加がより慎重さを増し、その結果、業界全体のボリュームの減少に歯止めが掛からず、国内の商品取引所の総売買高は5年連続して減少し、当業界にとっては厳しい市場環境となりました。

このような環境の中、業界各社においては平成16年の商品取引所法の改正以降、受託業務の廃止、加入商品市場の縮小や淘汰が続いております。一方、当社は独自の営業戦略を採ってきたので、その影響は最小限に抑えられておりますが、業界全体のボリュームダウンによる業績低下は避けられず、厳しい結果となりました。

もう一方の収益の柱である外国為替証拠金取引（FX取引）についても、長引く金融不安の影響を受けて予想しづらい相場展開が続いた結果、投資家の投資スタンスが消極的となり、当初予

定していた収益には及びませんでした。

F X取引については、初心に戻り、当社F X取引の特長である「金利商品」の魅力をお客様にお伝えしていきます。そのためにもF X事業部のさらなる組織強化、専従者のスキルアップ、お客様サービスの充実を図り、かつ効果的な体制の整備を進めるため、2009年4月にF X事業部組織の再編を実施致しました。

今後もこれまで以上にお客様からの信用・信頼を得られるよう、より当社の特長を積極的に打ち出し、人材育成を通じて社員一人ひとりの「質」を高め、社会から信頼される企業を目指してまいります。

### ③ 営業の経過及び成果

当期における当社の収益と売買高の内訳は下記の一覧表のとおりです。

#### (a) 受取手数料

区 分	金額 (千円)	前年同期比 (%)
商品先物取引		
現物先物取引		
農産物市場	152,373	37.3
水産物市場	1	—
砂糖市場	31,336	30.3
貴金属市場	3,925,367	54.2
アルミニウム市場	5,780	27.3
ゴム市場	108,057	93.2
石油市場	20,318	53.1
小計	4,243,234	53.5
現金決済取引		
石油市場	8,672	34.0
小計	8,672	34.0
指数先物取引		
天然ゴム指数市場	418	32.5
小計	418	32.5
商品先物取引計	4,252,324	53.4
外国為替証拠金取引	503,371	26.3
合計	4,755,69	48.2

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## (b) 売買損益

区 分	金額 (千円)	前年同期比 (%)
商品先物取引		
現物先物取引		
農産物市場	82	△ 17.3
貴金属市場	6,752	91.8
ゴム市場	△ 19	△ 260.0
石油市場	△ 512	△ 518.9
小計	6,302	100.9
商品先物取引計	6,302	100.9
外国為替証拠金取引	△ 432	0.5
商品売買取引	52,917	28.0
合計	58,786	50.3

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 商品先物取引及び外国為替証拠金取引については、評価損益を含めております。

## (c) 商品先物取引の売買高の状況

市場	委託 (枚)	前年同期比 (%)	自己 (枚)	前年同期比 (%)	合計 (枚)	前年同期比 (%)
現物先物取引						
農産物市場	132,161	50.3	16,924	177.2	149,085	54.8
水産物市場	7	—	—	—	7	—
砂糖市場	9,009	30.2	—	—	9,009	30.1
貴金属市場	580,333	54.2	10,590	110.1	590,923	54.7
アルミニウム市場	3,430	27.8	—	—	3,430	27.8
ニッケル市場	1	0.8	—	—	1	0.8
ゴム市場	58,886	97.3	8	133.3	58,894	97.3
石油市場	18,509	65.4	224	700.0	18,733	66.1
小計	802,336	54.8	27,746	143.2	830,082	56.0
現金決済取引						
石油市場	4,749	34.5	—	—	4,749	34.5
小計	4,749	34.5	—	—	4,749	34.5
指数先物取引						
天然ゴム指数市場	220	32.5	—	—	220	32.3
小計	220	32.5	—	—	220	32.3
合計	807,305	54.6	27,746	143.1	835,051	55.8

(注) 1. 主な商品別の委託売買高とその総売買高に対する割合は、つぎのとおりです。

取引所名	銘柄名	前期 (自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)		当期 (自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)	
		委託売買高 (枚)	割合 (%)	委託売買高 (枚)	割合 (%)
東京工業品	金	578,724	39.2	338,251	41.9
東京工業品	白金	356,718	24.1	169,213	21.0
東京穀物商品	とうもろこし	96,949	6.6	70,916	8.8
東京工業品	ゴム	60,524	4.1	58,886	7.3
東京工業品	パラジウム	75,961	5.1	47,534	5.9
東京工業品	銀	58,375	3.9	25,335	3.1
東京穀物商品	Non-GMO 大豆	105,947	7.2	24,487	3.0
東京穀物商品	一般大豆	25,116	1.7	21,856	2.7
東京穀物商品	粗糖	29,812	2.0	9,009	1.1
東京穀物商品	小豆	9,270	0.6	8,310	1.0

2. 商品先物取引における取引の最低単位を枚と呼び、例えば金 1 枚は 1 kg、アラビカコーヒー生豆 1 枚は、3450 kg というように 1 枚当たりの数量は商品ごとに異なります。

#### ④ 対処すべき課題

一日も早く現在の当社業績の回復をはかり、収益力のアップと経営体質の強化を図るため、

①商品先物取引・・・貴金属取引を中心とした口座数、証拠金残高の増加

(現在 10 万名余に及ぶ見込のお客様へ積極的にご案内し、裾野を拡大する)

②金地金売買のさらなる増加

③FX 事業における確たる地位の確保

・サービス機能の拡充

・サービスの差別化

④人材の確保、育成

⑤経営体制と内部統制の強化等具体的な方策を確実に実行してまいります。

今、当業界内の競争はますます激化し、環境変化に素早く、かつ的確に対応できなければ生き残れない時代になってきておりますので、これからの第一商品は、商品先物取引の事業基盤をしっかり守りつつ、金地金販売やFX 事業といった分野に積極的に挑戦し、10 年、20 年先を支えられるような事業へと育成していく必要があると考えております。

「情報の第一」「サービスの第一」「金の第一」という言葉に込められた意味を大切にしたいと思っております。そのためにも社員一人ひとりがその道のスペシャリストとしての自覚を持って行動し、一人でも多くのお客様のお役に立ち、喜ばれるよう、個々の「質」を高めていくことが必要だと考えております。業務上のスキルやノウハウといった知識面のみならず、心の面である倫理観も同時に高めることで、お客様から信用される「心技」のバランスの取れた社員を育成し、社会に貢献し、社会から信頼される企業を目指してまいります。



## ⑤ 受託業務管理規則

### 受託業務管理規則

#### (目的)

第1条 この規則は、商品取引所法その他関係法令・諸規則を遵守し、商品先物市場における取引の受託または委託の勧誘および委託者の保護育成をはかり、受託業務の適正な運営を確保することにより社会的信用の向上をはかるとともに、社内における管理体制の整備等について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (管理体制)

第2条 当社は、本規則の実際的な運営にあたっては、調査本部および顧客管理本部（以下「両本部」という。）を主体としてより能動的かつスピード感をもって対応するため、営業組織と完全分離のもと独自の管理組織を編成し、健全に受託業務が行われるよう管理指導を行う。

2. 両本部には、本規則に則り適正な受託業務が行われるよう東京本社および大阪支店にそれぞれ調査部および顧客管理部を設け、東京本社に総括管理責任者および統括管理責任者を、東京本社および大阪支店にブロック管理担当責任者をそれぞれ配置し、社内における連携体制をはかるとともに、それぞれの部門は各々管轄する営業店の管理監督を行う。
3. 顧客管理本部には、受託業務管理に関する相談窓口を設置し、広く顧客および委託者からの意見を聴取し円滑なる管理運営とサービスの向上に努めるものとする。
4. 営業本部は、本規則の円滑な運営のため、必要に応じ両本部との連携をはかるものとする。

#### (総括管理責任者および統括管理責任者の設置)

第3条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化をはかるため、総括管理責任者および統括管理責任者を置くものとする。

2. 総括管理責任者および統括管理責任者は次の者とする。
  - ① 調査本部の総括管理責任者は調査本部長とし、統括管理責任者は調査本部次席者とする
  - ② 顧客管理本部の総括管理責任者は顧客管理本部長とし、統括管理責任者は顧客管理本部次席者とする

#### (総括管理責任者および統括管理責任者の職務)

第4条 総括管理責任者の職務は次のとおりとする。

- ① 調査本部の総括管理責任者は、新規顧客の勧誘段階から習熟期間終了までの受託に係る業務を統括する
- ② 顧客管理本部の総括管理責任者は、習熟期間終了後の顧客管理および第2条第3項

に係る業務を統括する

- ③ 両本部の総括管理責任者は、第1号および第2号に定める各々の業務に係る総括管理を行うとともに、第5条に定める管理担当責任者の統括を行う
2. 統括管理責任者は、総括管理責任者を補佐する。

#### (管理組織)

第5条 当社は、受託業務の健全な遂行をはかるため、第2条第2項に基づく管理組織を編成し管理監督を行う。

2. 当社の管理組織は、第3条に規定する総括管理責任者、統括管理責任者以下に、管理ブロック、管理担当班を設置し、それぞれ次の者を配置する。
  - ① 各管理ブロックには管理担当責任者および管理担当者を配置し、両本部の係長以上の役職者とする
  - ② 管理担当班は本店および支店に配置し、本店および支店の管理部門の責任者をもって受託業務の管理を行う。ただし、本店および支店の管理部門に係長以上の役職者が不在の場合には、当該各管理ブロックにおける管理担当責任者および管理担当者が兼務するものとする

#### (管理担当班の職務)

第6条 管理担当班の職務は次のとおりとする。

- ① 「顧客カード」の記載事項に関する精査による顧客の選別、並びに勧誘の適否の決定
- ② 勧誘したすべての者について勧誘の状況等を記録させ、取引意思のない者に対して執拗な勧誘等が行われることのないよう十分に管理指導する
- ③ 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- ④ 商品先物取引に必要な知識の啓蒙・普及並びに顧客の理解度を向上させるために必要な措置
- ⑤ 調査部へ受託申請のための「取引口座開設申込書」の提出
- ⑥ 委託者に対する情報サービス提供状況の掌握および適切な指導
- ⑦ 両本部よりの指示に基づく売買内容の管理および適切な措置
- ⑧ 関係法令・諸規則等に係る遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置
- ⑨ 委託者からの苦情、紛議に対する適切な対応
- ⑩ 上記各号において重要と思われる事項を営業本部の責任者へ報告

#### (不適格者の参入防止)

第7条 当社は、次の各号に該当すると確認ができた者を不適格者と規定し、これらの者に対しては勧誘および受託は行わないこととする。

- ① 未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人・精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者

- ② 「生活保護法」または「母子及び寡婦福祉法」による保護を受けている世帯に属する者
  - ③ 破産者で復権を得ない者
  - ④ 商品先物取引をするために借入れする者
  - ⑤ 元本欠損または元本を上回る損失が生ずる恐れのある取引をしたくない者
2. 当社は、次の各号に該当すると確認ができた者に対しては、原則として勧誘および受託は行わないこととする。
- ① 長期療養者
  - ② 取引参加に関し客観的な困難が認められる身体障害者
  - ③ 恩給・年金・退職金・保険金等により主に生計をたてている者  
(「主に生計をたてている者」とは、年金等の収入が収入全体の過半を占めている場合をいう)
  - ④ 一定の所得を有しない者  
(「一定の所得」とは、年間500万円以上とする)
  - ⑤ 一定の高齢者  
(「一定の高齢者」とは、年齢75歳以上の者とする)
  - ⑥ 投資可能金額を超える取引証拠金等を必要とする取引をしようとする者
  - ⑦ その他商品先物取引を行うに適格性が欠けると当社が具体的な理由をもとに判断をした者
3. 前項各号のうち、第3号から第7号に該当する者について、原則として以下の要件等を満たし、総括管理責任者が審査の上承認している場合には、前項の規定にかかわらず勧誘および受託を行うことができる。なお、当該審査の結果については、審査日、最終審査者および適否の判断根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
- ① 前項第3号および第4号に該当する者については、顧客が申告した投資可能金額の裏付けとなる資産を有しており、それを証明するものがあることを例外要件とし、顧客本人の自書により、顧客自らが当社の原則として勧誘および受託をしない対象者に該当することを理解していることおよび例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること
  - ② 前項第5号に該当する者については、顧客が直近3年以内の延べ90日以上、商品先物取引、海外商品先物取引、有価証券等指数先物取引、外国為替証拠金取引、オプション取引、株式信用取引のいずれかの経験があり、商品先物取引のしくみ、リスクその他の説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していることを証明するものがあることを例外要件とし、顧客本人が自書により、顧客自らが当社の原則として勧誘および受託をしない対象者に該当することを理解していることおよび例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること
  - ③ 前項第6号に該当する者については、当初申告した投資可能金額を超える資金についての裏付けとなる資産を有し、それを証明するものがあることおよびその額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されていることを例外要件とし、顧客本

人の自書により、顧客自らが当社の原則として勧誘および受託をしない対象者に該当することを理解していることおよび例外要件を自ら満たすことについて確認している旨の書面による申告があること

- ④ 前項第7号に該当する者については、顧客本人から取引したい旨の具体的な理由を明記した申出書があること
- 4. 当社は、75歳未満の者であっても、70歳以上の高齢者については、商品先物取引のしくみ・リスク等を十分に理解していること、投資可能金額が老後の生活も考慮した額に設定されているか等について厳格に審査するものとする。
- 5. 当社は、取引中に委託者が第1項に該当することとなった場合には、速やかに取引の中止を要請するとともにその後の勧誘および受託を行わないものとし、第2項に該当することとなった場合には速やかに適格性の再審査を行いその取引継続の適否を判断するものとする。また、第1項および第2項に該当しない者であっても、適格性の審査において商品先物取引を行うに不適当と判断された場合には、勧誘および受託は行わないものとする。

#### (勧誘方針)

第8条 当社は、商品先物取引の勧誘を行うにあたっては、あらかじめ当該勧誘に関する方針を定め、これを公表するものとする。

- 2. 当社は、顧客に対して勧誘を行う際は、その者の知識、経験、財産の状況および受託契約を締結する目的に照らして不適当と認められる受託等業務を行わないものとする。
- 3. 当社は、顧客に対し、次の各号に該当する迷惑を覚えさせるような勧誘はしないこととする。ただし、顧客の具体的な指示または承諾がある場合はこの限りではない。
  - ① 午後9時から翌午前9時までの間における電話または訪問による勧誘
  - ② 顧客の意思に反した長時間に至る勧誘
  - ③ 顧客に対し、威迫し、困惑させ、または不安の念を生じさせるような勧誘
  - ④ 顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

#### (勧誘の際の告知と確認、再勧誘の禁止)

第9条 当社は、商品先物取引の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号、氏名および商品先物取引の勧誘である旨を告げ、その勧誘を受ける意思の有無を確認する。

- 2. 勧誘に関して拒否を表明した顧客に対しては、再度勧誘をしてはならない。また、勧誘担当者は、勧誘を拒否した顧客の氏名、住所、電話番号等の個人情報に記載した書面を速やかに本社調査部へ提出し、当該部署においては当該拒否者の情報を社内に周知するとともに再勧誘を行うことのないよう措置するものとする。
- 3. 第1項の告知および意思確認等の内容については業務日誌等に記録し、取引があった委託者にかかるものについては取引終了後3年間保存するものとする。

#### (勧誘の際の説明と理解の確認)

第10条 当社は、商品先物取引の委託の勧誘に先立ち、受託契約準則、「商品先物取引・委託の

- ガイド」等の関係書面を顧客に交付し、それらを用いて、それらの記述や図面について当該顧客が容易に理解できるよう留意しつつ説明を行うものとする。
2. 前項の説明を行った後、まず、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書①」に記載されている内容の説明と理解の確認を行い、当該顧客がそれらについて理解された場合は自署・捺印を求めるものとする。
    - ① 商品先物取引はその担保として預託する取引証拠金等の額に比べて過大な取引を行うものであること
    - ② 預託した取引証拠金等の額以上の損失が発生する恐れがあること
  3. 前項の自署・捺印を受けた後、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②」に記載されている内容の説明と理解の確認を行うものとする。
    - ① 取引証拠金等の制度、種類およびその発生のしくみ等に関する事項
    - ② 委託手数料の額、委託手数料の制度およびその徴収の時期等に関する事項
    - ③ 商品取引員の禁止行為に関する事項
    - ④ その他「商品先物取引・委託のガイド」に記載する、主務省令で定められた事項
  4. 前項の説明と理解の確認ができた後、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②」の裏面に記載されている当社の勧誘方針・管理・保護措置を定めた内容の説明と理解の確認を行い、顧客がそれらについて理解された場合は「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②」に自署・捺印を求めるものとする。
    - ① 迷惑な仕方での勧誘の禁止
    - ② 委託を行わない旨の意思表示をした顧客への再勧誘の禁止
    - ③ 商品先物取引未経験者の保護措置
    - ④ 適合性の原則を遵守した受託管理措置
    - ⑤ その他委託者保護を目的とした保護措置

#### (適格性の審査)

- 第11条 当社は、不適格者の参入防止と適格性を満たす委託者の参入拡大をはかるため、調査本部による適格性審査時においてあらかじめ営業担当者より「顧客カード」の提出を求め、また顧客からは「取引口座開設申込書」、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書①」、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②」および当該顧客の本人確認書類の提出を求めるものとする。
2. 「顧客カード」は、営業担当者が次の事項について作成するものとする。
    - ① 氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号
    - ② 家族構成
    - ③ 職業・勤務先名・役職・勤務先住所
    - ④ 資産状況・投資可能金額・収入状況（年収）
    - ⑤ 投資に関する経験の有無と程度
    - ⑥ 取引の動機と目的（受託契約を締結する目的）
    - ⑦ 本人確認法に基づく本人確認に関する事項
  3. 「取引口座開設申込書」には、次の事項について顧客の記入を求めるものとする。なお、

投資可能金額の記入に際しては、それが損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されるべきことおよび損失が発生した場合はその額が減額されることを顧客に分かり易く説明した上で記入を求めるものとする。

- ① 氏名・性別・生年月日・年齢・住所・電話番号
  - ② 家族構成
  - ③ 職業・勤務先名・役職・勤務先住所
  - ④ 資産状況・投資可能金額・収入状況（年収）
  - ⑤ 投資に関する経験の有無と程度
  - ⑥ 取引の動機と目的（受託契約を締結する目的）
  - ⑦ 商品先物取引のしくみ、損失リスク等を理解した旨の証としての自署・捺印
4. 顧客の属性情報に変更があったときは、その都度修正更新し、常に最新の情報により顧客管理に努めるとともに当該情報を適正に管理するものとする。
  5. 調査本部は、約諾書等の差し入れを受ける前に「顧客カード」、「取引口座開設申込書」、「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書①」および「商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②」の提出を受け、直接委託者に連絡または面談し、「取引口座開設申込書」の内容、商品先物取引のしくみ、損失リスク、委託者保護を目的とした管理措置等に関する理解度について確認を行った上で審査し、勧誘および受託の可否を判断するものとする。
  6. 審査の結果、不適格者と判断された場合には、直ちに勧誘を中止しなければならない。
  7. 第5項の審査による調査本部の取引開始の承認があるまでは、約諾書の差し入れ、取引証拠金の預託または取引の注文を受けてはならないものとする。
  8. 審査の結果については、審査日、最終審査者および可否の判断根拠（理由）等の記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。

#### （顧客関係書類の整備）

第12条 当社は、次の第1号から第4号に掲げる書類については本社調査部で保管管理し、第5号および第6号については本社および大阪支店の調査部が各々管轄する営業店の書類を保管管理し、その写しを本・支店にて備え付けるものとする。

- ① 顧客カード
- ② 取引口座開設申込書
- ③ 商品先物取引の説明及び理解に関する確認書①
- ④ 商品先物取引の説明及び理解に関する確認書②
- ⑤ 本人確認記録
- ⑥ 自書による申出書等

#### （未経験者の保護育成措置）

第13条 当社は、直近3年以内に延べ90日以上商品先物取引の経験のない新たな委託者を未経験者と規定し、その者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成をはかるため、3ヶ月間の習熟期間を設け、第10条に規定する説明の理解を促し委託者の適合

性の増幅をはかるものとする。

2. 習熟期間中は委託者の保護をはかるため、その受託範囲を建玉時に必要な証拠金の合計額が委託者の申告した投資可能金額の3分の1以下となる抑制措置を講ずるものとする。ただし、委託者が、自ら申告した投資可能金額の3分の1を超える取引を希望する場合については、当該委託者が商品先物取引に習熟しており、その習熟度を客観的に確認するものがあることを例外要件とし、当社が商品先物取引の未経験者を保護するために受託範囲を制限する抑制措置を設けていることおよび前述の例外要件を理解しているとともに、自ら例外要件を満たすことについて確認している旨の自書による書面での申告を受けていること、および総括管理責任者が審査を行いこれを承認したときに限り、未経験者の受託範囲の制限を超えて受託することができる。なお、その場合の受託数量は投資可能金額を上限とし、当該審査の結果については、審査日、最終審査者および適否の判断根拠等を含めた記録を作成し、取引終了後3年間保存するものとする。
3. 取引開始後3ヶ月を目安として「習熟度アンケート」を行い、習熟の確保が認められた場合、その内容を含め委託者に通知することとし、以後本条の規定から除外する。

#### (売買取引状況の管理)

第14条 両本部は、委託者の建玉、損益、取引証拠金等の状況について法定帳簿等によって常時把握し、営業本部の責任者および管理担当責任者並びに営業担当者に指導を行い、必要に応じて委託者に対し連絡または訪問により取引の実態を把握するものとする。

2. 営業本部の責任者は、両本部からの指示に従い、その取引内容を精査の上、必要な措置を講ずるとともにその管理を行う。

#### (売買指示時における取引意思の確認)

第15条 当社は、委託者の売買指示時における取引意思の確認とその意思を執行したことの記録を明確にするものとする。

#### (取引期間中における不適格該当者への措置)

第16条 委託者が取引期間中に新たに不適格者および不適格者と同等に扱う可能性のある者に該当した場合は、両本部は当該委託者について十分な精査を行った上、不適格者と認定した場合は、取引の速やかな処理を当該委託者に求めるものとする。

#### (不正資金の流入防止)

第17条 当社は、委託者の横領等による不正資金の流入を防止するため必要な管理措置を講ずるものとする。

2. 公金出納取扱者、金融機関において他人の金銭・有価証券等を取扱っている者、企業の経理・財務担当者等自己の資産以外の金銭等を取扱っている委託者からの入金累計額が一定基準を超えることとなった場合には、資金の裏付を求める。(一定基準とは委託者から申告されている最新の流動資産とする。)
3. 前項の証明書類の提出がない時は、追加の建玉を断るとともに調査本部が必要な措置を講ずる。

4. 不正資金の流入防止のための調査に係る記録を作成し、これを保存する。
5. 不正資金の流入があった場合には当該委託者に対して決済を要請し、速やかに精算する。

(入出金の管理)

- 第18条 当社は、本取引に係る顧客との間の現金による入出金について必要な管理措置を講ずるものとする。
2. 当社が顧客との間で行う入出金手続きについては、原則として金融機関を介しての振込みとするが、来店または当該顧客の要望等特別な事情により現金の授受を行う場合は、統括管理責任者の承認を得るものとする。
  3. 外務員が顧客より取引証拠金等を現金で受領する場合には、あらかじめ金額を記載した当社発行の取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。
  4. 外務員が次項で定める方法により現金の授受を行う場合には、当該外務員以外の役職者より顧客に対して、現金授受の事実に関する確認連絡を行うものとし、その内容を業務日誌等に記録するものとする。
  5. 外務員が顧客との間で現金の授受を行う場合には、原則として複数の外務員で行うものとするが、止むを得ず一人の外務員で対応する場合は、店長または管理担当班の承認を得るものとする。

(取引証拠金の額等に係る措置)

- 第19条 取引証拠金の額等を全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とする。なお、市況環境の状況等により当社が必要と判断した場合には、取引証拠金の額を一定額増加することがある。
2. 取引証拠金の額等に係る社内責任者は、業務本部責任者とする。業務本部責任者は、取引証拠金の額等に係る内容を社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保管する。

(委託手数料および委託手数料に係る消費税相当額の徴収時期)

- 第20条 当社は、委託者より受託した委託注文に対して、委託手数料および委託手数料に係る消費税相当額を徴収するものとし、その徴収時期については、これを反対売買または受渡しによる決済等を行ったときとする。
2. オプション取引の委託注文に対しては、委託手数料および委託手数料に係る消費税相当額を委託に係る取引が成立したときに徴収するものとする。
  3. 委託手数料の額は、別途定めるものとする。
  4. 経済情勢その他の事情の変動により、委託手数料の額を改訂する場合がある。
  5. 委託手数料の額等が委託者の従来の権利を制限する、もしくは委託者に新たな義務を課すものであるときには、当社は速やかにその内容を書面をもって委託者に通知するものとする。
  6. 委託手数料の額等に係る社内責任者は業務本部責任者とし、業務本部責任者は、委託手数料の額等に係る内容を社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間



保管するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 当社は、個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律および当社が別途定める個人情報保護方針並びに個人情報保護規程に従い、顧客、委託者、役職員その他の個人情報の利用目的の特定、公表を行うとともに、これら個人情報の取得、安全管理、第三者への提供の制限等個人情報の保護に関して、必要な措置を講じるものとする。

(広告)

第22条 当社が行う広告、および宣伝に関しては、当社の「広告等に関する規程」に基づくものとする。

(違反者に対する懲戒)

第23条 顧客管理本部が事実関係について精査、確認後、本規則における禁止、違反行為があったと認められた者に対しては、その行為に基づく懲罰の適用について、遅滞なく常務会に諮問を行う。

2. 常務会は前項の規定により諮問を受けた当該社員について、その事実を鑑み、当社就業規則第48条に基づいた当該社員への制裁内容を決定する。
3. 顧客管理本部は前項の規定により決定した制裁内容について、遅滞なく社内告知および日本商品先物取引協会に対して届出を行う。

(日本商品先物取引協会への届出)

第24条 本規則は日本商品先物取引協会へ届出るものとする。

(規程の改廃)

第25条 本規則の改廃は、調査本部または顧客管理本部において立案し、取締役会の決議を経て行う。

付 則

この改定は、平成20年11月29日より実施する。

本規則は、平成10年 5月11日より実施する。

制 定	平成10年	5月	1日
改 定	平成11年	4月	1日
改 定	平成11年	7月	31日
改 定	平成12年	4月	1日
改 定	平成15年	1月	9日
改 定	平成15年	5月	8日
改 定	平成17年	1月	4日
改 定	平成17年	5月	1日

改	定	平成17年10月1日
改	定	平成19年9月30日
改	定	平成20年1月4日
改	定	平成20年4月1日
改	定	平成20年10月1日
改	定	平成20年11月29日

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
418名	44名	71名	391名

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
3,753名	1,034名	3,766名

⑧ 苦情・紛争・訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互に話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度中に新規に発生した案件の件数	46件	15件	1件	21件	0件	8件
前年度から継続している案件の件数	97件	8件	2件	14件	24件	1件
合計	143件	23件	3件	15件	45件	56件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。
6. (C) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度中に新規に発生した案件の件数	0件	0件	0件	1件
前年度から継続している案件の件数	0件	6件	0件	3件
合計10件	0件	6件	0件	4件

(注) (C) 表に記載する事案はこの表の件数には含めない。

(C) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度中に新規に発生した案件の件数	0件		1件 (1件)	
前年度から継続している案件の件数	0件 (0件)		7件 (0件)	
合計8件	0件 (0件)		8件 (1件)	

(注) 双方が提起したものは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟(反訴を含む)を提起したものをいう。

\* なお、( )内は自社が先に訴訟を提起した件数を記載している。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度中に新規に発生した案件の件数	36件	0件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数	0件	0件	0件	0件
合計36件	36件	0件	0件	0件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

### 3. 経理の状況

#### ① 貸借対照表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>26,689,991</b>	<b>流動負債</b>	<b>21,804,853</b>
現金及び預金	6,942,523	買掛金	96,816
受取手形	18,885	1年内返済予定の長期借入金	212,000
委託者未収金	520,683	リース債務	13,024
売掛金	96,255	未払金	27,010
商品	434,669	未払費用	115,330
貯蔵品	4,038	未払法人税等	15,758
前払費用	77,234	預り金	323,643
保管有価証券	3,130,213	賞与引当金	92,819
差入保証金	7,017,292	預り証拠金	17,747,976
委託者差金	5,606,507	預り証拠金代用有価証券	3,130,213
外国為替取引預け金	1,482,807	委託者未払金	91
短期貸付金	770,000	その他	30,168
未収入金	633,415	<b>固定負債</b>	<b>592,825</b>
繰延税金資産	302,134	長期借入金	168,000
その他	270,091	リース債務	47,516
貸倒引当金	△616,761	退職給付引当金	377,309
<b>固定資産</b>	<b>5,267,389</b>	<b>特別法上の準備金</b>	<b>23,123</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>531,902</b>	商品取引責任準備金	23,123
建物	161,064	<b>負債合計</b>	<b>22,420,803</b>
構築物	3,622	<b>純資産の部</b>	
車両	20,415	<b>株主資本</b>	<b>9,542,807</b>
器具及び備品	22,886	<b>資本金</b>	<b>2,693,150</b>
土地	282,946	<b>資本剰余金</b>	<b>2,672,071</b>
リース資産	40,966	資本準備金	2,629,570
<b>無形固定資産</b>	<b>62,575</b>	その他資本剰余金	42,501
電話加入権	46,593	<b>利益剰余金</b>	<b>4,341,311</b>
リース資産	15,982	利益準備金	336,150
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,672,911</b>	その他利益剰余金	4,005,161
投資有価証券	375,204	別途積立金	5,800,000
出資金	102,345	繰越利益剰余金	△1,794,838
長期差入保証金	436,786	<b>自己株式</b>	<b>△163,726</b>
従業員長期貸付金	1,530	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△6,228</b>
固定化営業債権	3,388,970	その他有価証券評価差額金	△6,228
破産更生債権等	1,200,000	<b>純資産合計</b>	<b>9,536,578</b>
長期前払費用	7,710	<b>負債・純資産合計</b>	<b>31,957,381</b>
敷金及び保証金	995,386		
繰延税金資産	2,093,930		
その他	55,466		
貸倒引当金	△3,984,417		
<b>資産合計</b>	<b>31,957,381</b>		

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

② 損益計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
<b>営 業 収 益</b>		
受 取 手 数 料	4,755,696	
売 買 損 益	58,786	
そ の 他 営 業 収 益	387,257	5,201,741
<b>営 業 費 用</b>		7,416,390
<b>営 業 損 失</b>		2,214,649
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	48,795	
受 取 配 当 金	2,793	
倉 荷 証 券 保 管 料	20,740	
そ の 他 収 益	6,861	79,190
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	19,450	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	32,898	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	500,000	
為 替 差 損	379,086	
そ の 他 費 用	2,446	933,881
<b>経 常 損 失</b>		3,069,341
<b>特 別 利 益</b>		
商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	175,542	
株 式 受 贈 益	27,063	
過 年 度 償 却 済 債 権 取 立 益	6,982	209,588
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,058	
商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額	155,601	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,425	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	123,350	281,435
<b>税 引 前 当 期 純 損 失</b>		3,141,187
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	26,160	
法 人 税 等 調 整 額	△1,271,597	△1,245,436
<b>当 期 純 損 失</b>		1,895,751

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

③ 株主資本等変動計算書 (平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで)

(単位 千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		
						別途積立金	繰越利益剰余金	
平成 20 年 3 月 31 日 残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	4,800,000	1,420,998	6,557,149
事業年度中の変動額								
別途積立金の積立						1,000,000	△1,000,000	—
剰余金の配当							△320,086	△320,086
当期純損失							△1,895,751	△1,895,751
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計						1,000,000	△3,215,837	△2,215,837
平成 21 年 3 月 31 日 残高	2,693,150	2,629,570	42,501	2,672,071	336,150	5,800,000	△1,794,838	4,341,311

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成 20 年 3 月 31 日 残高	△92,270	11,830,101	△18,573	△18,573	11,811,527
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立		—			
剰余金の配当		△320,086			△320,086
当期純損失		△1,895,751			△1,895,751
自己株式の取得	△71,456	△71,456			△71,456
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			12,344	12,344	12,344
事業年度中の変動額合計	△71,456	△2,287,294	12,344	12,344	△2,274,949
平成 21 年 3 月 31 日 残高	△163,726	9,542,807	△6,228	△6,228	9,536,578



#### ④ 個別注記表

##### 【重要な会計方針に係る事項】

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

保管有価証券

商品取引所法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券 額面金額の85%

社債（上場銘柄） 額面金額の65%

株券（一部上場銘柄）及び倉荷証券 時価の70%相当額

###### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

###### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

個別法による原価法によっております。

（会計方針の変更）

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による低価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これによる損益に与える影響はありません。

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 22年から47年

###### ② リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース

取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 長期前払費用 定額法によっております。

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

① 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当社は、確定給付債務型の制度として適格退職年金制度を設定しております。

退職給付引当金の算定方法は、以下のとおりであります。

退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 897,350千円
年金資産残高	534,208千円
未積立退職給付債務	△ 363,141千円
未認識数理計算上の差異	△ 14,168千円
退職給付引当金	△ 377,309千円

退職給付費用の内訳

勤務費用	55,696千円
利息費用	12,448千円
期待運用収益	△ 9,394千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 3,663千円
退職給付費用合計	55,087千円

退職給付債務等の計算に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	1.5%
期待運用収益率	2.0%

数理計算上の差異の処理額 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

- ⑤ 商品取引責任準備金 商品取引責任準備金は、商品先物取引事故の損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

#### (4) 営業収益の計上基準

- ① 受取手数料  
 商品先物取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。  
 オプション取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。  
 商品ファンド 取引成立日に計上しております。  
 外国為替証拠金取引 委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立したときに計上しております。
- ② 売買損益 反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。  
(商品先物取引売買損益及び外国為替証拠金取引売買損益)

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の方法  
 ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。  
 なお、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップ取引は、特例処理を採用しております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象  
 ヘッジ手段 金利スワップ取引  
 ヘッジ対象 相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュ・フローが固定され、その変動が回避されるものに限り、ます。
- ヘッジ方針 借入金金利変動リスクをヘッジするための手段として、金利スワップ取引を利用し、ヘッジの対象は個別契約ごとに取り扱うものとしております。
- ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの手段として利用している金利スワップ取引は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定は省略しております。

② 消費税等の会計処理税抜き方式を採用しております。

(6) 重要な会計方針の変更

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これによる損益に与える影響額は軽微であります。

平成20年3月31日以前に取引を開始した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

**【貸借対照表に関する注記】**

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①定期預金 420,000千円

上記定期預金は、当座借越の担保に供しております。

これに対応する債務として、当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入金の状況は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 420,000千円

借入実行残高 一千円

---

差引額 420,000千円

②取引証拠金等の代用として（株）日本商品清算機構へ預託している資産は次のとおりであります。

保管有価証券 2,839,720千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 407,942千円

(3) 商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は42,282千円です。なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は980,000千円です。

(4) 投資その他の資産の破産更生債権等のうち、1,200,000千円については、自己株式（時価600,490千円）を担保として受け入れており、債権金額と担保処分見込額との差額を貸倒引当金として計上しております。

### 【損益計算書に関する注記】

該当事項はありません。

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	16,227,207株	—株	—株	16,227,207株

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	222,878株	276,300株	—株	499,178株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加276,300株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加であります。

#### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ. 平成20年6月27日開催の第36期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 320,086千円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 平成20年3月31日
- ・ 効力発生日 平成20年6月30日

##### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

イ. 平成21年6月26日開催の第37期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 314,560千円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 平成21年3月31日
- ・ 効力発生日 平成21年6月29日

#### (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 【税効果会計に関する注記】

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,151,387千円
未払事業税	1,497千円
貸倒引当金	1,029,913千円
賞与引当金	37,768千円
退職給付引当金	153,527千円
その他	21,971千円
繰延税金資産合計	2,396,065千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	△40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
住民税均等割額	0.8
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△39.6%

## 【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具及び備品	246,401千円	109,195千円	137,206千円
ソフトウェア	188,246千円	100,194千円	88,051千円
合計	434,647千円	209,389千円	225,257千円

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	85,412千円
一年超	147,273千円
合計	232,685千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	97,801千円
減価償却費相当額	89,465千円
支払利息相当額	9,066千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

**【1株当たり情報に関する注記】**

(1) 1株当たり純資産額	606円34銭
(2) 1株当たり当期純損失	118円93銭

**【重要な後発事象に関する注記】**

該当事項はありません。

**【その他の注記】**

平成21年3月末において、商品先物取引の受託に関し、委託者と係争中が57件あり、このうち当社を被告とする損害賠償請求件数が43件（請求額3,515,956千円）、当社が原告となる帳尻立替金請求件数が14件（請求額1,328,954千円）となっております。

また、外国為替証拠金取引に関しては、当社を被告とする損害賠償請求件数が5件（請求額79,004千円）となっております。

損害賠償請求に係る訴訟に対して、当社は不法行為がなかったことを主張しておりますが、いずれも現在手続きが進行中であり、現時点で結果を予想することは困難であります。

**⑤ 監査に関する事項**

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づく会計監査人の監査を受けております。

⑥ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	2,740.9 %
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	352.7 %
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	354.1 %
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	29.8 %
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	43.1 %
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	236.0 %
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	122.4 %